

札幌市公民館条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市公民館条例の一部を改正する条例

札幌市公民館条例(昭和36年条例第19号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

		使用時間			
		午前	午後	夜間	全日
種別		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	体育室	全面	10,300円	12,900円	15,500円
	半面	5,150円	6,450円	7,750円	15,450円
研修室、 和室又は料理室	30平方メートルまでの室	750円	950円	1,100円	2,300円
	30平方メートルを超え60平方メートルまでの室	1,200円	1,500円	1,800円	3,600円
	60平方メートルを超え90平方メートルまでの室	1,900円	2,400円	2,900円	5,700円
	90平方メートルを超え120平方メートルまでの室	2,700円	3,400円	4,100円	8,100円
	120平方メートルを超える室	3,900円	4,900円	5,900円	11,700円

(2) 別表備考1中「全日使用の場合」を「、使用承認を受けた使用時間区分の使用料」に、「使用料の2割増」を「額を加算した額」に改め、同表備考2中「全日使用の場合」を「、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める使用時間区分の使用料」に、「使用料の2割増」を「額」に改め、同備考に次の各号を加える。

(1) 午後1時前に使用を終了する場合 午前

(2) 午後1時以降午後6時前に使用を終了する場合 午後

(3) 午後6時以降に使用を終了する場合 夜間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

月寒公民館の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。